

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けた
モデル地域の募集について

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。
汚水処理の広域化・共同化については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに計画を策定するよう要請し、全ての都道府県において計画が策定する見込みです。

国土交通省では、計画策定のみならず、その後の取組が非常に重要であると捉えており、令和5年度にモデルとなる地方公共団体（複数団体による検討に限る。以下、「モデル地域」）を対象として、国土交通省が発注する業務において広域化・共同化計画の着実な実施に向けた検討の支援を行い、その成果を全国に水平展開したいと考えております。

つきましては、別紙1をご参照の上、広域化・共同化の推進を図っていくために、モデル地域を下記の通り募集しますので積極的なご検討をお願いします。特に、都道府県におかれましては、各都道府県の広域化・共同化計画の策定時の状況を踏まえて、管下の市町村に対して積極的な応募の検討を促すようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管下の地方公共団体がモデル地域に選定された際は検討にご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 募集期間
令和5年2月28日（火）～令和5年3月15日（水）
- 提出資料
・別紙2 調査票

10	浸水想定区域内に位置する隣接自治体間で、降雨規模を整合させる必要はあるでしょうか。	施設毎にリスクの大きさを踏まえて決定するものであり、必ずしも隣接自治体間で降雨規模を整合させる必要はありません。	
11	「4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について」における「早期の解消が見込まれる場合」の「早期」とは、どのくらいの期間なのでしょう。	・5年程度を目安と考えています。 なお、近年は豪雨が頻発化・激甚化していることを鑑み、止水板や土壌の設置などの簡易な方法による対策やBCPの継続的な見直しに基づく事前対策の実施をお願いします。	・事務連絡①※ 「4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について」、「7. 耐水化の実施方法について」、「10. BQPIに基づく事前対策の実施について」参照
12	近年の豪雨の発生状況を鑑みると、少なくとも河川のL1対応とすべきではないでしょうか。	・現下の河川整備状況も勘案しつつ、下水道施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率で発生する河川氾濫による浸水深を基本としたものです。 ・それぞれの下水道施設の被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が対策浸水深を決定することとしており、L1規模の浸水深を対策浸水深とすることも可能です。	・課長通知※1 「(別紙)①耐水化の対象外力の設定」参照

通し番号	Q	A	備考
13	「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」のポンプ場(汚水)における発災後に速やかに操機機能確保することが困難な施設」とは、どのような施設を指すのでしょうか。	吐出量や揚程が大きいため、仮設ポンプや仮設電源等の応急資機材の確保が困難な施設や施設の構造やスペースの問題から仮設ポンプや仮配管等の設置が困難な施設などが想定されます。	・事務連絡①※ 「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」参照

通し番号	Q	A	備考
14	5年以内の耐水化とありますが、改変更新のタイミングと合わない場合、5年を超えることに問題はあるのでしょうか。	・5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了することを目標としています。 ・浸水によるリスクの大きさや被災した場合の対策費用等を勘案し、改変の優先順位の見直しや改変までの間、簡易な方法による耐水化を実施することについて検討してください。	・課長通知※1 別紙「③段階的な対策の進め方」参照 ・事務連絡①※ 「7. 耐水化の実施方法について」参照
15	5年間で耐水化を実施するのは予算的な制約もあって困難です。5年で必ず終わらせる必要があるのでしょうか。	事務連絡の目安を参考に被災時のリスクの高い下水道施設を選定し、これらの施設については、簡易な方法による耐水化も含めて5年程度で操機機能を確保するようお願いいたします。	・事務連絡①※ 「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」、「7. 耐水化の実施方法について」参照
16	耐水化に係る施設整備もしくは測量・設計を実施するための支援制度はあるのでしょうか。	通常の下水道事業により実施が可能です。(交付対象施設の範囲は通常の下水道事業と同じです。)	・事務連絡①※ 「12. その他①」参照
17	外力設定の見直しにより、耐水化計画の改訂が生じた場合の支援は認めていただけるのでしょうか。	外力設定の見直しの考え方に妥当性が認められれば可能です。	・事務連絡①※ 「12. その他②」参照

通し番号	Q	A	備考
18	策定した耐水化計画について、都道府県や地方整備局への協議・提出は必要でしょうか。	協議、提出は不要ですが、別途調書で検討状況等についてフォローアップをさせていただきます。予定です。	・事務連絡①※ 「12. その他③」参照

※1 課長通知：令和2年5月21日付国水第13号下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」
※2 事務連絡①：令和2年7月16日付事務連絡「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について
※3 事務連絡②：令和2年6月22日付事務連絡「下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）」

3. 選定について

応募いただいた内容につきまして、当方で審査の上選定させていただきます。

4. 提出期限

令和 5 年 3 月 15 日（水）17 時

5. 提出先及び問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 事業マネジメント推進室
阿部（abe-s85aa@mlit.go.jp）、工内（kunouchi-y2n4@mlit.go.jp）
TEL：03-5253-8430（直通）FAX：03-5253-1597

6. 添付資料

別紙 1：下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集について

別紙 2：「下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集」
調査票

以上

下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けた モデル地域の募集について

1 概要

国土交通省が発注する令和 5 年度検討業務において、モデル地域に係る自治体の職員の方々と共に、広域化・共同化計画に位置付けたメニューの着実な実施に向けた検討支援、または計画に位置付けていないメニューの案件形成を行うとともに、課題抽出と解決方策・事業スキームの検討を行うことで、先進的な広域化・共同化の検討を支援する。本検討の成果物として、モデル地域に係る自治体の検討に必要な資料を作成する。

※本検討に係る地方公共団体の費用負担はありませんが、必要な資料の提供をお願いします。
また、検討の成果については差し支えない範囲で国土交通省の公表資料に掲載させていただきます。

2 対象団体及び件数及び広域化・共同化メニュー例

モデル地域に選定を希望する団体の中から 3 件程度選定。検討する主な広域化・共同化メニューは以下のとおり。水道事業等他事業との連携も可とする。なお、検討する広域化・共同化メニューは、下水道事業が核となった複数市町村による広域化・共同化に限る。

- ① 汚水処理施設統廃合
- ② 汚泥処理の共同化
- ③ 維持管理業務の共同化
- ④ 公民連携の推進
- ⑤ DX の推進
- ⑥ 事業統合（一部事務組合、広域連合等）

「下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集」調査票

モデル地域へ応募される場合は、以下の項目について回答いただき、国土交通省担当者まで、メールでご提出ください。

※補足資料がある場合は、本票と一緒に提出してください。

代表自治体担当者連絡先

①地方公共団体名：

②所属：

③役職・担当者名：

④電話番号：

⑤E-mail：

1.参加自治体名

今回応募される広域化・共同化メニューに参加する（予定含む）自治体名を全て記載してください。

（例：●●県、■市、▲町、▼町）

2.モデル地域の検討希望テーマ

(1) モデル地域として検討を希望するテーマについて、該当する□を■にして下さい。（複数選択可）

- ① 汚水処理施設統廃合
- ② 汚泥処理の共同化
- ③ 維持管理業務の共同化
- ④ 公民連携の推進
- ⑤ DX の推進
- ⑥ 事業統合（一部事務組合、広域連合等）

(2) (1) において、検討予定の内容について、記入できる範囲で具体的に記入して下さい。連携先の市町村名や、市町村規模（例：人口〇万人）の記入もお願いします。また、記載できる場合は、検討予定の事業が実現した場合の効果（定量的・定性的効果）を記入して下さい。

3.「広域化・共同化計画」への位置付け状況

(1) 2.の検討希望テーマについて、「広域化・共同化計画」への位置付け状況について、該当する□を■にして下さい。位置付け済みには、令和 4 年度中に策定される計画への位置付け予定も含まれます。

- 位置付け済み 位置付けされていないが、位置付けに向けて検討中
- 現時点で位置付け予定なし

4.現状の課題

(1) 2.の検討希望テーマを進めるうえでの課題を、記入できる範囲で具体的に記入して下さい。

事務連絡
令和5年3月3日

- ・PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口の設置
- ・実施見通しの公表

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)
独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

等の準備が必要になることから、本事務連絡において、再度、要件化の内容について周知し、必要な準備をお願いするものです。

また、これまでに全国の地方公共団体の皆様から寄せられたご質問やそれらに対する回答を「PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集」として別紙2の通り整理しましたので、準備にあたってご参照下さい。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いします。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 企画専門官
下水道事業課 企画専門官

社会資本整備総合交付金等の交付にあたり

PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の導入について
(再周知)

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件等の運用について」（国水下水第56号、令和2年3月31日）に則り、PPP/PFIや広域化、公営企業会計の導入などを交付の要件としているところです。

令和4年6月3日にPFI推進会議（会長：内閣総理大臣）が決定した「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」において、重点分野の1つである下水道分野について、「下水道整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る」ことが求められています。そこで、令和4年12月26日付事務連絡「社会資本整備総合交付金等の交付にあたりPPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採択する要件の導入について」を発出し、予め要件化の内容について周知するとともに、必要な準備をお願いしたところです。

上記事務連絡の発出後に頂いたご質問やご意見を踏まえ、この度、要件（案）の内容の一部見直しを行った上で、令和5年3月末に社会資本整備総合交付金交付要綱及び関連通知を改定し、以下を令和6年度以降の交付要件とする予定です。

「人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でない」と判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていくこと。」

要件化の詳細については、別紙1をご参照下さい。

要件の正式な運用については改めて令和5年3月末に通知いたしますが、対象となる地方公共団体が令和6年度予算に関し社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業の予算要望を行う場合、令和5年4月1日までに、

PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件（案）

※別添 1：「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」を併せてご参照下さい

（１）対象地方公共団体等

人口 10 万人以上の地方公共団体等（流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が 10 万人以上の場合とする）。

（２）対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業（ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く）。

（３）PPP/PFI 提案窓口の設置

（１）の地方公共団体等が、（２）を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度（以下、要望年度という）の 4 月 1 日までに、ホームページ等に、民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口を設置すること（別添 2：「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」参照）。

（４）事業見通しの公表

（１）の地方公共団体等が、（２）を実施する場合には、要望年度の 4 月 1 日までに、対象事業の事業見通し（事業名や対象施設）を公表すること（例：令和 6 年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和 5 年 4 月 1 日時点での実施見通しの公表が必要）。

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等（下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画（またはその簡略版）、経営戦略等）に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができる。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

（５）PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DB 等とする。また、民間提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本とする。提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

（６）民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

（１）の地方公共団体等が、民間企業から、（２）に関する補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる提案を、要望年度の 6 月 30 日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル（R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室）¹」

等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

（７）国土交通省への報告

（６）で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び（６）の検討結果に関する報告書を、要望年度の 9 月 30 日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、（６）のうち補助対象事業費の合計が 30 億円以上と見込まれる事業または（６）の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣府から、追加の資料提出を求める場合がある。

（８）その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい

¹ https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- [〇〇市社会資本総合整備計画](#)
- [〇〇市公共下水道事業計画](#)
- [〇〇市下水道ストックマネジメント計画](#)
- [〇〇市下水道経営戦略](#)
- [その他](#)

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- [PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル\(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室\)](#)
- [国土交通省下水道部 HP \(各種ガイドライン\)](#)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電話：***-***-****

E-mail：*****@city.*****.lg.jp

(様式1)

提出日：

PPP/PFI実施に係る民間提案評価報告書

1. 実施主体名	
2. 対象施設のある処理区名	

1. 窓口設置、事業の見通し公表について

(1) 提案受付窓口URL		
(2) 事業の見通し公表状況	公表している情報	公表時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画	
	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画	
	<input type="checkbox"/> スtockマネジメント計画	
	<input type="checkbox"/> 経営戦略	
	<input type="checkbox"/> その他（具体名： ）	

2. 事前のコミュニケーション状況

	日時	内容	備考(提供資料や面談内容等)
事前のコミュニケーション状況		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	

3. 提案概要

※公共施設ごとに業務内容や手法が異なるなどの場合は、別様式でも可

(1) 提案書提出日			
(2) 公共施設等の概要 ※一部の場合は施設名を記載	【下水道事業】処理場*（全体、一部： ）、ポンプ場、管路、その他（具体内容： ） 【その他事業】（具体内容： ）		
(3) 業務内容	設計・建設（新設、改築）、維持管理（運転、保守）、その他（具体内容： ）		
(4) 事業手法	包括的民間委託、DB方式、DBO方式、PFI方式（従来型）、コンセッション方式、その他（ ）		
(5) 事業期間	設計・建設期間：	維持管理・運営期間：	
(6) 事業費 単位：千円	設計・建設費		維持管理・運営費 合計（全体事業費）
	補助対象	補助対象外	
	①従来型事業による事業費		
②PPP/PFIによる事業費			

PPP/ＰＦＩの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和9年3月版

No	関連項目	質問	回答
12	(4) 事業見通しの公表	全体事業費10億円未満の場合は、窓口を設置しなくてよいか。	事業費の大小に関わらず、人口10万人以上の地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を活用して下水道事業を実施する場合には、民間提案に対する提案窓口の設置が要件となります。その上で、民間提案から補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を受けた場合には、採否についてご検討いただく必要がございます。
13	(4) 事業見通しの公表	PPP/ＰＦＩ提案について、提案されたものはすべて受領しなければならぬのかについてお示しください。	別添1「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」にありますが、民間企業がPPP/ＰＦＩでの実施に関心をお持ちの際は、事業に関する詳細情報などについて求めに応じ情報提供いただくと共に、必要に応じ事前確認やヒアリングを行うことで、民間企業の提案が自治体の事業方針に沿わない場合には、その旨をお伝えいただくことは差し支えございませんが、それでも民間側がPPP/ＰＦＩ提案を行いたいという場合には、提案の受領をお願いいたします。
14	(6)提案の採否の検討方法	民間提案について国交省への報告は9月までであるが、民間側の提案の締切り時期はいつ頃を想定しているか。	要望年度の6月30日までに受けた提案について、採否の検討の対象として頂く旨、要件案に通知しました。
15	(6)提案の採否の検討方法	民間事業者の「PPP／ＰＦＩ提案の提出」について、参考になる様式はありますか？	「PFI事業民間提案推進マニュアル」別冊に掲載の様式を参考にしてください。 https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minhkanteiansushin.pdf
16	(6)提案の採否の検討方法	民間提案を審議する期間が最短で3カ月と短く、審議期間が短いことによる限った結論を導くことが懸念されます。	別添1「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件（R6年度要求の事例）※最もスケーラブルがタレントな場合」では、最長のケースをお示ししていますので、民間提案を受けた場合に十分な検討時間が確保できるよう、可能な限り事業見通しを早めにお示しいただければ幸いです。 なお、国土交通省において、地方公共団体によるPPP/ＰＦＩ検討内容の検証を行う際には、事前のコミュニケーションの有無や提案書提出のタイムリંગ、地方公共団体における検証期間なども含めて、総合的に判断する予定です。
17	(7)国土交通省への報告	民間提案を受けた場合の「国土交通省への報告」や「(6)提案の採否の検討結果の報告」の流れは？	通常の通り、自治体⇒都道府県⇒各地方整備局⇒本省のルートでご報告お願いします。
18	(7)国土交通省への報告	「(6)提案の採否の検討結果の報告」の様式は？	今般発出した要件案に(様式1)として添付しました。
19	(7)国土交通省への報告	国へ民間提案不採用の報告した結果、翌年度の交付金が受けられない場合については、いつまでに回答があるのでしょうか。	遅くとも12月未までには国での検証結果についてお知らせいたします。

PPP/ＰＦＩの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和9年3月版

No	関連項目	質問	回答
6	(2)対象事業	詳細設計に「着手済み」とはどの段階を指しますか？	翌年度の予算要望を行う年度に詳細設計を実施予定、またはその前年度までに詳細設計を実施済みの段階を指します。
7	(2)対象事業	自治体内部での検討を済ませてPPP/ＰＦＩは採用せず、来年度に基本設計、その翌年度に実施設計を予定している事業でも、民間提案を受け付ける必要はありますか？	当該事業の要望年度の6月30日までに、詳細設計に着手していない場合は、民間提案を受け付ける必要があります。
8	(3)PPP/ＰＦＩ提案の設置窓口	PPP/ＰＦＩ全般に関する民間提案の窓口が、地方公共団体HPに既に掲載済みの場合、改めて、窓口を設置する必要はないと考えるよりよいでしょうか？	①民間提案を受け付けられていることが対外的に示されている ②事業見通しの情報が掲載(リンク)されている ③2点を満たせば、既設の「PPP/ＰＦＩ全般に関する民間提案の窓口」をご活用いただけます。
9	(3)PPP/ＰＦＩ提案の設置窓口	提案窓口はどのようなものがよいのか？	・民間企業に対する受付窓口を明確にする観点から、事務連絡の別添2「民間企業からのPPP/ＰＦＩの導入に関する提案窓口の設置イメージ」を参考にしつつ、地方公共団体HPに提案窓口のページを開設いただければ幸いです。 ・また、すでに社会資本総合整備計画等を公表されているページに、同旨の内容を追加していただく形でも構いません。
10	(4) 事業見通しの公表	1つの機器に係る改築更新(沈砂池設備、沈殿池設備、送風機設備)等、民間の工夫が少なくないと考えられる事業についても公表の必要はありますか？	事業の内容にかかわらず、各地方公共団体の策定する戦略や計画を公表するという形で事業見通しを公表してください。
11	(4) 事業見通しの公表	「事業見通し(事業内容や対象施設等)の公表」とは、どの程度のレベルを指すのでしょうか？	・既存の各種計画・戦略等に事業名や事業箇所が掲載されていれば、それをもって事業見通しの公表と見なすことができるものとし、PFI法に基づく実施方針の公表や、事業概要・事業規模(金額)・工期程度などの詳細な情報の公開を求めるものではありません。 ・民間企業から対象事業について相談があった場合は可能な範囲で適切な情報提供に努めるよう、お願いいたします。

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
(上記 各地方整備局等経由)
各市町村下水道担当部長 殿
(上記 各都道府県経由)
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定等について

原材料費等の高騰の状況を踏まえ、政府全体として円滑な価格転嫁の推進のための施策に取り組んできたところですが、今般、公正取引委員会より、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果についての公表がありました。公表資料の中では、以下のような内容が示されています。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、以下の①及び②がこれに該当すること。
 - ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

このことを踏まえ、国土交通省不動産・建設経済局建設課より「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について」(令和5年3月8日付事務連絡)が発出されておりますので、別添のとおり参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

PPP/PEFの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年3月版

No	関連項目	質問	回答
20	(8)その他	基本設計がないと事業内容等が固まらず、提案を求めようがないため、事業費や内容を検討する基本設計については、事業見通しの公表前に国費を充てることは可能と考えて問題ないでしょうか？	今回の要件化により従前の補助対象範囲の考え方を変更するものではありませんので、「令和4年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項」について(R4.4.7 下水道事業課企画専門官事務連絡)を参考に判断下さい。

事務連絡
令和5年3月15日

警察庁丙備一発第12-15号
令和5年3月10日

東京都下水道局 総務部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
下水道事業課長

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 様

警察庁警備局長
(公印省略)

尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日に伴う警備協力について（依頼）

尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日に伴う警備協力について（要請）

平素より下水道行政の推進について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます次第です。

尹錫悦大韓民国大統領夫妻については、令和5年3月16日から同月17日までの日程で、日韓首脳会談のため来日する予定です。

さて、尹錫悦大韓民国大統領は、3月16日から17日までの日程で、日韓首脳会談のため来日する予定です。

については、日韓首脳会談開催場所及び関連施設等周辺における下水道施設、工事現場等の管理及び警戒の強化など、適切な措置を講じられますようお願いいたします。

同大統領来日をめぐっては、我が国に対する国際テロや北朝鮮の脅威が継続しているほか、サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、同大統領一行や同国関係施設における警戒警備を徹底し、万全な対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、同大統領をはじめとする関係者の安全及び諸行事の円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

要請事項

【省庁共通要請事項】

貴台におかれましては、尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日（以下「韓国大統領来日」という。）に関する警察との情報共有、連携の強化及び以下の事項についてお願いするほか、事業者、関係機関等に対する指導、要請をお願いいたします。

- 1 連絡体制の確立
- 2 自主警備体制強化
- 3 韓国大統領来日に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 4 日韓首脳会談開催場所のほか、宿舍、行き先地等関連施設（以下「関連施設等」という。）周辺における小型無人機等の使用の抑制及び飛行規制についての注意喚起
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理強化及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 7 交通規制内容の周知及び関連施設等周辺における交通総量抑制
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 関連施設等周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理強化
- 4 公共交通機関における広報媒体を活用した旅客への不審者（物）発見時の協力要請
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化
- 8 鉄道ケーブル等、交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底
- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化及び関連施設等周辺における飛行・航行抑制の要請
- 11 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報
- 12 ドローン基盤情報システムの維持に係る24時間即時対応体制の確保
- 13 無人航空機登録者に対する小型無人機等飛行禁止法による規制の周知・広報及び関連施設等周辺における飛行抑制

- 14 業務で無人航空機を使用している事業者に対する飛行規制等の周知徹底
- 15 関連施設等周辺における緊急走行時の110番通報
- 16 関連施設等周辺における小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 17 レンタカー事業者及びカーシェアリング事業者に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報
- 18 旅館、ホテル及び住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底
- 19 高速道路における交通規制等をはじめとする警備諸対策への協力

国水企第 99 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道部長
(公 印 省 略)

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第 21 条の 2 第 2 項において、「発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が一層高まっているところである。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030 年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するべく、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたところ、本方針を十分に御了知の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。

- 燃料化は汚泥の再生利用として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、燃料化を行う場合も、炭化汚泥の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。
- 肥料利用の拡大に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・下水道管理者と関係地方公共団体の農政部局・農業関係者が緊密に連携する。
 - ・民間企業の施設、ノウハウ等も積極的に活用する。
 - ・肥料利用と脱炭素に向けた取組は両立しうるものであり、肥料利用を行う場合においても、バイオガス等のエネルギー利用を積極的に進める。
 - ・現在の施設の状況、適切な下水道経営等の観点や温暖化対策関連計画、広域化・共同化計画等の既存関連計画も総合的に勘案しつつ、速やかな肥料利用の拡大に努める。

4 環パ第 462 号
 4 消安第 7171 号
 4 農産第 5216 号
 4 農振第 3425 号
 4 農会第 836 号
 国水企第 100 号
 令和 5 年 3 月 24 日

地方農政局企画調整室長 殿
 北海道農政事務所企画調整室長 殿
 内閣府沖縄総合事務局農政課長 殿

各都道府県下水道主管部長 殿
 各政令指定都市下水道主管局長 殿
 （上記、各地方整備局等経由）

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
 農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長
 農林水産省 農産局農産政策部 技術普及課長
 農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課長
 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長
 （公 印 省 略）

下水汚泥資源の肥料利用に向けた活動推進について

化学肥料原料の多くについては、海外に依存していることから国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受け易い状況となっています。このため、下水汚泥資源の肥料利用に向け、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組むこととしています。

また、具体的な目標として、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030 年までに、下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示されたところです。

これらを踏まえ、各地方公共団体におかれても、地域特性に応じてコンポスト化、リン回収等、下水汚泥資源を肥料として最大限に利用するよう、農政部局、下水道部局の緊密な連携体制を確保するとともに、安全性・品質の確保、農業者・消費者の理解促進等の取組を実施していただきますようお願いいたします。

なお、各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局におかれては、貴管内の地方公共団体担当部署にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、各都道府県下水道部局におかれては、貴管内市町村担当部署（政令指定都市を除く）にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<報道発表資料>

食料安全保障強化政策大綱

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/katsuryoku_plan/index.html

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraige/content/001583590.pdf>

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会 論点整理

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraige/content/001583591.pdf>

国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会について

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html

<問合せ先>

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課

課長補佐 溝添、鈴木、原口 TEL：03-3502-8111 直通 03-6738-6478

国土交通省水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 下水道国際・技術室

企画専門官 末久、資源利用係長 藤岡 TEL：03-5253-8111 直通 03-5253-8803

事務連絡
令和5年3月24日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 256 について
(令和5年2月分)

1. 維持管理作業事故

令和5年2月の事故報告はありませんでした。昨年の同期間と比べ事故総件数は1件減少しました。

2. 工事故

令和5年2月は4件(死亡:0件、負傷:3件、物損:1件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は6件減少しました。

負傷事故の事例として、雨水管布設工事において、2人の作業員が送風機を使用せず換気不十分な立坑内でエンジンカッターを用いて支障物の切断作業を行っていたところ、2人とも気分が悪くなり、そのうち1人はその場で倒れ病院へ搬送されるといった一酸化炭素中毒が疑われる事故が発生しました。

下水道管理者におかれましては、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日基発第329-1号)に基づき、受注者に対して安全管理の徹底をお願いします。

3. 水質事故等

令和5年2月は2件(水質事故:2件、その他案件:0件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ同数でした。

水質事故の事例として、管路の点検中であった維持管理業者が、道路上のポーリング調査跡から水が溢れているところを発見し、その水が汚水であることを確認しました。原因は調査中ですが、道路管理者によるポーリング調査で地下に埋設された下水道管が破損した可能性があるかと報告を受けております。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP: https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故(水質事故等含む)担当)

加藤: katou-k8318@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8428 (直通) FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事故担当)

工内: kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

杉山: sugiyama-r29s@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8431 (直通) FAX: 03-5253-1597

令和4年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和5年2月末時点)

1. 人身事故(総括)

2. 維持管理作業事故

3. 工事事務

4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

1. 人身事故(総括)

(令和5年2月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (1)	0 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)		26 (34)	26 (38)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)		26 (35)	26 (39)
	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)	23 (32)	26 (34)	26 (35)		-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)		5 (6)	5 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	9 (8)	8 (10)	9 (9)	3 (8)		67 (79)	67 (83)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	8 (13)	7 (7)	9 (9)	8 (10)	9 (11)	3 (8)		72 (85)	72 (89)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	36 (40)	43 (47)	52 (56)	60 (66)	69 (77)	72 (85)		-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)		5 (7)	5 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)	8 (6)	5 (9)	12 (2)	8 (14)	11 (14)	11 (9)	10 (10)	9 (17)	12 (11)	3 (9)		93 (113)	93 (121)
	合計	4 (12)	10 (6)	5 (10)	15 (2)	8 (15)	11 (14)	11 (11)	10 (11)	9 (17)	12 (13)	3 (9)		98 (120)	98 (128)
	累計	4 (12)	14 (18)	19 (28)	34 (30)	42 (45)	53 (59)	64 (70)	74 (81)	83 (98)	95 (111)	98 (120)		-	-

※下段()書きは前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故
(令和5年2月末時点)

(単位:件)

事業主体	1. 都道府県	2. 政令市	3. 一般市	4. 町村	5. その他	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
						0 (1)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
発生施設	2. マンホール	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
発生施設	3. 処理場	0 (2)	0 (1)	2 (4)	1 (0)	1 (6)	2 (0)	3 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (21)
発生施設	4. ポンプ場	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (6)
発生施設	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
発生施設	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (35)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
事故類型	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
事故類型	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (34)
事故類型	1. 墜落・転落	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (8)
事故類型	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (11)
事故類型	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
事故類型	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
事故類型	5. 転倒	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (5)
事故類型	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
事故類型	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	12. 公衆災害	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
事故類型	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事故類型	14. その他	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
事故類型	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (35)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	①死亡	②負傷	2. 委託先業者	①死亡	②負傷	3. 第三者	①死亡	②負傷	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
										0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
被災者数	2. 委託先業者	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (3)	1 (2)	1 (6)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (32)
被災者数	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
被災者数	②負傷	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (2)	1 (2)	1 (6)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (31)
被災者数	3. 第三者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
被災者数	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
被災者数	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
被災者数	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)	1 (7)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (36)	
被災者数	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)	23 (33)	26 (35)	26 (36)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.工事事務
(令和5年2月末時点)

(単位:件)

事業主体	1. 都道府県	2. 政令市	3. 一般市	4. 町村	5. その他	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
						2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (0)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事業主体	2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)	2 (9)	2 (9)	1 (3)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	24 (46)
事業主体	3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)	4 (2)	5 (7)	4 (3)	6 (11)	5 (8)	8 (10)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	47 (55)	
事業主体	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	
事業主体	5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	
事業主体	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	11 (11)	10 (11)	12 (14)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	96 (115)	
工事分類	1. 管きよ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)	7 (4)	2 (7)	7 (12)	6 (6)	6 (6)	4 (7)	9 (9)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	2 (6)	56 (73)	
工事分類	2. 管きよ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	
工事分類	3. 管きよシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	
工事分類	4. 管きよその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (11)	
工事分類	5. 処土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	11 (9)	
工事分類	6. 処水機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (3)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	9 (7)	
工事分類	7. 処水その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	
工事分類	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)	11 (11)	10 (11)	12 (14)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	4 (10)	96 (115)	
事故類型	死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)														

【総括】
4.水質事故等
(令和5年2月末時点)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)	2 (2)		34 (36)
累計	3 (2)	8 (5)	14 (6)	17 (8)	20 (13)	20 (19)	23 (26)	26 (28)	29 (32)	32 (34)	34 (36)		-

【内訳】

発生施設	【内訳】												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 都道府県	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	2 (0)		7 (8)
2. 政令市	2 (0)	3 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (3)	1 (3)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (1)		12 (11)
3. 一般市	0 (2)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (2)	0 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (2)	1 (0)	0 (1)		13 (16)
4. 町村	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)		2 (1)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)	2 (2)		34 (36)
1. 管渠	1 (2)	1 (1)	4 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (4)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	3 (1)	1 (1)		15 (15)
2. マンホール	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		2 (7)
3. 処理場	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)		8 (8)
4. ホソナ場	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)		5 (4)
5. その他	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		4 (2)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)	2 (2)		34 (36)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (0)	1 (1)	1 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	2 (3)	2 (0)	1 (0)		12 (10)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)		10 (8)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	3 (1)	4 (0)	1 (2)	1 (2)	0 (4)	1 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	1 (2)		12 (18)
合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)	2 (2)		34 (36)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		4 (0)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)		3 (1)
③ 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)		1 (5)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		5 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (1)	1 (0)	3 (1)	2 (1)	1 (3)	0 (1)	0 (3)	2 (0)	0 (3)	2 (2)	1 (1)		14 (16)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (3)
水質事故 合計	3 (2)	3 (1)	4 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (4)	3 (6)	3 (1)	1 (4)	2 (2)	2 (2)		27 (30)
その他案件 合計	0 (0)	2 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)		7 (6)
水質事故等 合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)	3 (2)	3 (5)	0 (6)	3 (7)	3 (2)	3 (4)	3 (2)	2 (2)		34 (36)
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)		0 (3)
② 耐用年数以内	1 (1)	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)		7 (14)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
合計	1 (1)	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (4)	0 (4)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (2)		7 (17)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計
※()書きは、前年度(令和3年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事務情報データベース

令和5年2月末時点

NO.	発生日月	事業			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
1	R5.2.8	2.政令市	1.管きよ開削	土留工	下水道本管(内径450mm)の布設替工事において、土留矢板を立て込んでいたところ、交差するガス管(ポリエチレン管φ150)の側面に土留矢板が当たり、損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
2	R5.2.21	2.政令市	1.管きよ開削	埋戻し	汚水管布設工事において、掘削穴を砕石で埋戻す作業をしていたところ、作業員がトラック(3t)荷台のあたりに挟まっていた砕石を取り除いた際、荷台とあたりの隙間に指が挟まれ、負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	48	男	左手親指骨折、先端部損傷、左手人差し指骨折
3	R5.2.24	3.一般市	2.管きよ推進	立坑	雨水管布設工事において、2人の作業員が送風機を使用せず換気不十分な立坑内でエンジンカッターを用いて支障物の切断作業を行っていたところ、2人とも気分が悪くなり、そのうち1人はその場で倒れ病院へ搬送された。病院へ搬送された1人は約1週間入院し、その後退院した。もう1人は、当日中は少し気分が悪いが問題ないとして翌日に病院で診察を受け、健康状態に異常は無いと診断された。その後職場に復帰した。	現場内	14.その他	39	男	一酸化炭素中毒の疑い
4	R5.2.27	3.一般市	5.処ボ土木建築	マンホール	汚水中継ポンプ場の災害復旧工事において、マンホールの無収縮モルタルの型枠解体作業を行うため、作業員がトラックで現場に到着し下車する際、右足首をひねり、負傷した。	現場内	5.転倒	63	男	右足首骨折

■:死亡事故 □:負傷事故 □:物損事故

水質事故等情報データベース

令和5年2月末時点

事務連絡

令和5年3月29日

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
2月						
1	R5.2.6	1.都道府県	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>管路の点検中であった維持管理業者が、道路上のボーリング調査跡から水が溢れているところを発見し、その水が汚水であることを確認した。</p> <p>事故原因は、道路管理者によるボーリング調査で下水道管が破損した可能性があるとして、現在損傷箇所を調査中。</p> <p>・応急対応として、ボーリング孔にモルタルを充填した。</p> <p>・溢水は短時間で停止したが、損傷箇所を確認するため、ボーリング孔からカメラ調査を実施したが、損傷を発見できなかった。</p> <p>・損傷箇所の特定を行うため、開削調査を実施することとし、3月中旬時点では、開削箇所の仮設として鋼矢板による土留めが行われている。</p>
2	R5.2.15	1.都道府県	処理場	水質事故	①悪質下水の流入（放流水質が基準に不適合）	<p>処理場において、定期的な放流水の水質測定を実施したところ、BODの基準値超過が判明した。</p> <p>・応急対応として、循環ポンプの循環率及び溶存酸素温度を増加させ、処理の促進を図った。</p> <p>・原因調査を実施する中でメタノールの成分が検出されたため、流域関連公共下水道管理者へ事業場への注意喚起や立入調査を依頼、順次実施しているところ。</p>

各都道府県、各政令指定都市

下水道担当課長 殿

(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等の変更について

雨天時浸入水対策については、令和2年1月に「雨天時浸入水対策ガイドライン(案)」を策定し、「雨天時浸入水対策への取組の推進について(令和2年1月31日付け国水 downstream 第19号)」により、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体に対し、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、雨天時浸入水対策の実施を図ることとしています。

また、「雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について(令和2年2月28日付け事務連絡)」により、計画策定に係る手続き等について周知していたところ、この度、下記の通り手続き等を変更することとしたので連絡します。

各都道府県におかれては、この旨を管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知願います。

記

1. 雨天時浸入水対策計画策定等に係る事前協議の手続きの変更について

雨天時浸入水対策計画の策定時または変更時の事前協議(以下「協議」という。)については、当面の間、本省担当官と直接協議し、確認を受けることとしていたが、令和5年4月より地方整備局等担当官との協議に変更する。ただし、令和5年3月以前に本省担当官と協議を実施していたものについてはこの限りではない。なお、地方整備局等担当官が認めた場合はWEB・電子メール等による協議も可能とし、必要に応じて、本省担当官を含めた協議を行うこともある。

2. 事前協議に際し必要な書類等に係る変更について

1) 雨天時浸入水対策計画

雨天時浸入水対策計画は、別紙の様式により作成することを標準としており、この度、別紙様式を見直したため、雨天時浸入水対策計画を策定される際は参考にされたい。なお、雨天時浸入地下水量の設定に際し、目標とする浸入率が、雨天時浸入水対策ガイドラインの第3章第2節（（参考）浸入を最少限度とする措置が講ぜられた場合の浸入率について）に示す値を超えて設定する場合は、従前の通り、別途、説明資料を添付することとする。

2) 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について(令和3年11月1日付け国水下水事第28号)」において定める下水道計画一般図（雨天時浸入水対策計画で対象とする区域の境界線を記載すること、内容が把握できる範囲においてA4あるいはA3版等に縮小することも可とする。）とする。

下水道計画一般図が必要である旨に変更はないが、上記通知が更新されているため、留意されたい。

〇〇市 雨天時浸入水対策計画

〇〇市下水道課
策定 令和〇〇年 〇月
改定 令和〇〇年 〇月

1. 雨天時浸入水対策の基本方針

1.1. 基本方針

[Empty box for 1.1. Basic Policy]

備考) 雨天時浸入水に起因する事象の発生状況、処理区の概要、目的、計画期間等を具体的に記述

1.2. 実施概要

① 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要

② 運転管理を踏まえた施設対策の概要

備考) 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要、運転管理を踏まえた施設対策の概要等を具体的に記述、雨天時計画汚水量の算出根拠を添付すること

2. 発生源対策

2.1 スクリーニング調査・詳細調査

[Empty box for 2.1. Screening Survey/Detail Survey]

備考) スクリーニング調査の手法、詳細調査の手法等を具体的に記述

2.2 ストックマネジメント

備考) 直接浸入水の対策概要、雨天時浸入地下水の対策概要、ストックマネジメント計画との連携概要等を具体的に記述

2.3 雨水整備

備考) 対象処理区における雨水整備の概要、雨水計画との連携概要等を具体的に記述

2.4 排水設備

備考) 対象処理区における排水設備の指導及び検査の概要、各戸貯留の促進概要等について具体的に記述

3. 運転管理

備考) 管路施設、ポンプ施設、処理施設について具体的に記述

4. 施設対策

4.1. 管路施設

備考) 主要な管路施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、主要な管路施設の流量計算を添付すること

4.2. ポンプ施設

備考) ポンプ施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、ポンプ施設の容量計算を添付すること

4.3. 処理施設

備考) 処理施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、処理施設の容量計算を添付すること

5. その他

備考) 設定された対策や、数値目標、事業費、定期的なモニタリング、計画の見直しをスケジュールに記述。また、計画期間内において優先的に実施する対策や、早期の事象の防止・軽減対策、暫定対策等について、必要に応じて記述。